

資料 2

公表

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について

令和2年6月23日

契約検査課

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費について、下記のとおり現場管理費の補正を試行する。

記

1 試行対象工事等

本市発注の工事で、下記(1)～(3)に該当するものを試行対象工事とする。ただし、本試行においては、「機械設備工事」、「営繕積算基準により発注する工事」は対象外とする。

なお、施工場所の実情等により、適用が困難な場合については、対象外とすることができるものとする。

(1) 適用範囲

令和2年7月1日以降に公告又は指名する工事に適用する。なお、令和2年7月1日時点で公告又は指名済の工事にあっても、令和2年7月1日以降の残工期が60日以上ある工事については、受注者から協議があった場合、発注者と受注者との協議により適用することができるものとする。

(2) 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事。ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。電気通信設備工事等においては、主たる工種が屋外作業である工事及び製造を対象とするが、主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく室内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とする事ができる。ただし、機器等の工場製作期間並びに、工場製作工を含む工事の当該期間を工期から除くものとする。

(3) 対象地域

市内全ての地域を対象とする。

2 計測及び真夏日率の算出方法等

(1) 真夏日の計測方法

1) 本試行に当たりたり、下記①～③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。なお、受注者は、計測方法及び計測結果の報告方法について、施工計画書(提出しない工事は打合せ簿)等に記載し、発注者に提出するものとする。

① 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25度(℃)以上の場合。

環境省が公表している観測地点(水戸)の暑さ指数(WBGT)が25度(℃)以上となる日を、真夏日とする。

参照：環境省HP / 热中症予防情報サイト（暑さ指数（WBGT）の実況と予測）

- ② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度（℃）以上の場合。水戸地方気象台の日最高気温が30度（℃）以上の日を、真夏日とする。

参照：気象庁HP / 各種データ・資料 / 過去の気象データ検索

- ③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上の場合。作業時間帯の水戸地方気象台における最高気温が30度（℃）以上、又は環境省が公表している観測地点（水戸）の暑さ指数（WBGT）が25度（℃）以上の場合を、真夏日とする。

2) 休工日においては、上記①～③に該当した場合でも真夏日としては計上しないものとする。

3) 上記①～③によりがたい場合は、発注者と協議することとする。

(2) 真夏日の算出方法

上記計測方法により、(3)対象期間中の真夏日を算出するものとする。なお、通知日以降残工期が60日以上(通知日を含む)ある工事に適用する場合は、適用に係る協議が整った日から工期末の20日前(工期末日を含む)までの期間中の真夏日を算出するものとする。

ただし、休工日(不稼働日)は真夏日に含めないものとする。

(3) 対象期間について

対象期間は、原則として工事着手から工期末の20日前(工期末日を含む)までの期間とする。

なお、これによりがたい場合は、発注者と受注者との協議により対象期間を定めることができる。

この期間のうち真夏日に当たる日数により現場管理費を補正するものとする。

(4) 計測結果の報告等について

対象期間終了後、受注者は、施工計画書等に基づき、真夏日の確認を含めた計測結果の資料を発注者に提出するものとする。

(5) 真夏日率の算出方法

以下の式により真夏日率を算出するものとする。

$$\text{真夏日率}(\text{※1}) = \text{真夏日} \div \text{対象期間}(\text{※2})$$

※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 2(3)の対象期間をさす。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、対象期間中の日最高気温の状況に応じて補正值を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正是変更契約において行うものとする。

補正值(%) (※3) = 真夏日率 × 補正係数(※4)

※3 補正值(%)は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※4 真夏日補正係数 : 1. 2

(2) 現場管理費

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数(※5)) + 補正值(※6))

※5 土木工事積算基準書における「地域補正の補正係数」とする。

※6 土木工事積算基準書における「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費の補正」をさす。「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

※7 完全週休2日制の補正と同時に熱中症対策に資する現場管理費率を補正する場合は、熱中症対策による補正值加算後に週休2日の補正係数を乗算する。

(3) 変更設計

現場管理費の補正のみの変更設計は、発注者と受注者との協議の上、行うことができるものとする。

4 運用

(1) 特記仕様書への記載例

令和2年7月1日以降に公告する工事については、記載例に基づき特記仕様書に記載するものとする。

<特記仕様書記載例>

第〇条 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事である。

2 热中症対策に資する現場管理費の補正を希望する場合は、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について」(令和2年6月23日付け契約検査課)に基づき実施するものとする。

3 「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について」(令和2年6月23日付け契約検査課)は、水戸市契約検査課ホームページから取得できる。

(2) 令和2年7月1日時点で公告又は指名済の工事(令和2年7月1日以降の残工期が60日以上)における受注者からの協議文例

<協議文例>

「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について」(令和2年6月23日付け契約検査課)に基づき、本工事の適用について協議します。

※2(1)1) の規定に基づき、必要事項を記入した施工計画書等を添付すること。

【問い合わせ先】

水戸市契約検査課審査係 〒: 029-224-1111 (内線)1551

